

## 【別紙 2】

### 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号 又は第 4 号による随意契約の締結状況

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号又は第 4 号の規定に基づく随意契約の締結状況について、守口市契約規則第 15 条第 2 項の規定により、次のとおり公表します。

担当課	契約の内容（契約名称）	契約締結日	契約金額（円）	契約の相手方 氏名又は名称	随意契約によることと した理由
教育部 教育総務課	守口市立梶小学校 17 棟管理業務委託	令和 6 年 4 月 1 日	【令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日】 ① 午前 9 時～午後 5 時 9,689 円×206 日=1,995,934 円 ② 午後 5 時～午後 9 時 1,336 円×4 業務×152 日=822,976 円 ③ 午後 9 時～翌午前 9 時 16,038 円×2 日=32,076 円 合計 2,850,986 円	公益社団法人守 口市シルバー人 材センター 理事長 川部 政彦	守口市内在住高齢者の安 定雇用促進を図りつつ、 本業務を継続して、円滑、 誠実に従っており、業務 内容を熟知しているた め。